

建 振 第 1 6 1 8 号
令 和 6 年 1 0 月 1 日

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部
本部長 堀田 健二 様

大阪府都市整備部住宅建築局
建築指導室長 中迫 悟志

大阪府における宅地建物取引業免許申請等に必要な事務所の写真等について（通知）

日ごろから、大阪府都市整備行政の推進にご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、本府における宅地建物取引業免許申請等の際の提出資料については、従前からホームページ等でお知らせしている通りですが、今般、申請・届出時に必要とする事務所の写真等について、不備となるケースを減らし、円滑な審査を行う観点から、より具体的にお示しするとともに、台紙を用いることにより、提出漏れの抑制を図っていくこととしましたので、お知らせします。

今後、本府ホームページ等におきまして、別紙1のとおり、提出が必要な写真について案内するとともに、別紙2の写真台紙の提供を開始（利用は任意）しますので、ご理解いただきますとともに、会員の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、審査に係る事務所の要件や審査基準を変更するものではありませんので、念のため申し添えます。

大阪府都市整備部住宅建築局
建築指導室建築振興課
宅建業免許グループ 担当：守田
電話：06-6941-0351（内線：3081）